

【補足説明資料】ウィッツ学園高等学校による卒業認定等に係る問題の経緯等①

平成28年5月26日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料5-3

- 4月5日 文部科学省から伊賀市への問い合わせの電話により、
ウィッツ青山学園高校による卒業証書、卒業証明書の送付が発覚
⇒伊賀市に対して、事実関係の正確な把握や今後の対応策の検討等を指示
- 4月21日 岡本伊賀市長が文部科学省を訪問し、事実関係等を報告
(2月8日から3月25日にかけて、ほとんどの生徒に卒業証書を送付されていた等)
義家文部科学副大臣から、以下の4点を指導
- ① ウィッツによる卒業認定は、極めて悪質な行為。早急に審議会を開催して同校から事実関係を聴取し、今後の対応方策を検討すること
 - ② 首長部局も含めて人員体制の強化を図るなど、十分な体制を整備して対応に当たること
 - ③ 全ての者が回復措置の受講を完了するよう万全を期すること
 - ④ 違法状態の早急な是正を図るため、所轄庁として法令に基づくしかるべき措置を講ずること
- 4月26日 第25回伊賀市意育教育特区学校審議会
- 4月28日 伊賀市意育教育特区学校審議会答申
[同校及び学校設置会社に対して]
- ・ 履行回復措置が確実に実施されるよう、生徒及び保護者に出席への理解を求めること
 - ・ 改善計画書に示している教職員体制を1日も早く実現すること
 - ・ サポート施設 (LETS) に実効性のある適切な指導を行うこと
 - ・ 行政指導の確実な履行とそれに伴う財政措置を確約すること
 - ・ 大学、専門学校及び企業等への説明責任を果たすこと
- [伊賀市に対して]
- ・ 事務局体制の強化を図ること
 - ・ 違法状態の速やかな是正を図るため、同校に対して、学校教育法第14条に基づく変更命令を行うこと

【補足説明資料】ウィッツ学園高等学校による卒業認定等に係る問題の経緯等②

5月6日 伊賀市から同校に対して、学校教育法第14条に基づく変更命令を発出し、以下の3点について、平成28年6月30日までに書面での報告を求めている

1. 高等学校通信教育規程及び高等学校学習指導要領に基づく添削指導、面接指導及び試験を適切に行うため、同校の通信制の課程に係る教員の数を、教育上支障がない程度とすること。
2. 同校の通信制の課程において、指導計画の策定や添削指導、面接指導及び試験の実施など高等学校通信教育規程や高等学校学習指導要領等に基づく教育が行われるようにすること。
3. 株式会社ウィッツとサポート施設（以下、「LETS」という。）の運営者が結んでいる「LETSキャンパス運営及び経営に関する契約書」について、学校教育法第5条に基づき、貴社が自ら学校の管理（人的管理、物的管理、運営管理）及び経費負担の全てを行い、責任を有することを明確にするとともに、同法第135条に基づき、LETSにおける学校の名称の専用規定に違反しない内容へと改めること。